

兵庫県公報

令和4年2月18日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する手数料に、認定計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料が追加されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第3号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項64(3)及び(4)を次のように改める。

- (3) 譲受人を決定した場合等における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (4) 計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項64(4)の次に次のように加える。

- (5) 認定計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項6(1)を次のように改める。

- (1) 銃砲刀剣類等所持許可申請手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項6(5)から(7)までを次のように改める。

- (5) 銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料
- (6) 銃砲刀剣類等所持許可証再交付手数料
- (7) 銃砲刀剣類等所持許可更新申請手数料

別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項6に次のように加える。

- (14) クロスボウ射撃資格認定申請手数料

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。ただし、別表第1警察手数料徴収条例に基づく手数料の項6(1)を次のように改める改正規定、同項6(5)から(7)までを次のように改める改正規定及び同項6に次のように加える改正規定は、同年3月15日から施行する。